

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
さより 機船船 びき網 漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町松輪 剣埼突端正南線から 川崎市地先に至る神 奈川県海面。ただし、 共第 1 号共同漁業権 以外の共同漁業権の 漁場の区域（共第 2 号共同漁業権の漁場 の区域のうち共第 1 号共同漁業権の漁場 の区域と重複する区 域を除く。）を除く。	11 月 1 日 か ら 翌 4 月 30 日 ま で	横須賀市鴨居、 に漁業根拠地を 有し、かつ共第 1 号共同漁業権 の漁場の区域に おいてさよりを 目的とする機船 船びき漁業を営 むことについて 当該漁業権の漁 業権者の受忍を 受けている者	1 夜間(日没から日の出までの 間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。 (1)網(袖網を含む)の全長 29 メ ートル以下 (2)袖網の長さ 10 メートル以下 (3)網口の幅 12 メートル以下 (4)網口の高さ又は袖網口の高 さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならな い。	令和 3 年 5 月 12 日から 同年 6 月 12 日まで	令和 3 年 6 月 26 日 から令 和 8 年 6 月 25 日 まで